

令和元年 10 月吉日

平素は当協会の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、当協会のホームページをリニューアルさせていただく事となりました。
つきましては、プロポーザル方式で業務を請負頂く業者様を選定させていただく事となりました。つきましては、下記の通り本件にご応募頂けますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。
ご応募に当たりましては、事前にご参加表明頂けましたら幸いです。

記

1. 件 名 「一般社団法人兵庫県サッカー協会ホームページリニューアル業務」
2. 提案内容 見積金額（初期費用及び維持費用）
ホームページリニューアルプランを視覚及び説明文で確認できるもの。
3. 提出期限 令和元年 11 月 20 日(水) 17 時 00 分
4. 提出先 神戸市中央区八幡通二丁目 1 番 10 号 一般社団法人兵庫県サッカー協会
事務局 電話 078-232-0753 E-mail info@hyogo-fa.gr.jp
誠に恐縮ですが、ご提出後に事務局宛確認の連絡を頂けますと幸いです。
5. 事業予算 公開しませんが上限設定があります。
6. 決定方法 令和元年 12 月 8 日理事会若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の理事会の決議の省略でのプロポーザル方式での決定
選考に当たっては、一次選考の上、最終選考時にプレゼンテーションをお願いする場合があります。
7. 詳 細 一般社団法人兵庫県サッカー協会ホームページリニューアル業務委託仕様書による。
8. 本件に関する連絡先 一般社団法人兵庫県サッカー協会 事務局長 矢崎勉
info@hyogo-fa.gr.jp yazaki@hyogo-fa.gr.jp

以上

一般社団法人兵庫県サッカー協会

ホームページリニューアル業務委託 仕様書

令和元年10月

一般社団法人兵庫県サッカー協会

1. 件名

一般社団法人兵庫県サッカー協会ホームページリニューアル業務

2. 背景

長期間使用している現行のホームページについて、基本形はそのままに改良を加えながら現在まで使用して参りました。しかし、時を重ね規則性なく改良を重ねた結果、ページごとのデザインのばらつきやリンク切れ、情報の一覧性や検索等に支障をきたすようになりました。また、今の時代に即した新しいウェブサイトを求める声が多数認められる事からこの度、協会ホームページのリニューアルを行うことになりました。

3. 対象ホームページ

<http://hyogo-fa.gr.jp/>

4. 契約履行期間

契約締結日から令和2年6月30日まで（公開後の修正等の期間含む）

5. 公開予定日

令和2年4月1日

6. 課題

①情報掲載に関し統一ルールがない。

時の担当者の自由意志で改良された事が問題でページごとに書式のばらつきがある。

②その都度改良を繰り返しているため、全体としての統一感に欠ける。

③情報発信のスピードが遅い、事業間で差がある、または発信すらないことがある。

④ページの掲載管理が適正に行われていない場合があり最新の情報掲載できていない。

⑤情報が検索しづらい。機能的でない。

⑥セキュリティに問題がある（<https://> の「s」が無い）

⑦時代に即した、レイアウトとなっていない。

⑧現行ホームページ運用開始から長期間経過し、飽きがきている。

⑨パートナー社、スポンサー社に対して良いイメージを与えられない。

7. 目的

①この仕様書は一般社団法人兵庫県サッカー協会(以下、当協会という。)のホームページを最新の情報環境に適応させ、最適なものとするを目的とする。

②CMS「コンテンツ・マネジメント・システム（コンテンツ管理システム）」を導入、

カテゴリの分類、機能等の見直しを行うとともに、情報発信力の強化や外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化、運用コストの削減などを目的として実施する。

8. 方針

- ①兵庫県のサッカー、フットサル、ビーチサッカー及び障がい者サッカー並びにウォーキングサッカーの他、全てのサッカー、フットサルから派生したスポーツに関わる人々の拠り所となれるようにすること。
- ②当協会の独自の取り組みを発信できるものとする。
- ③当協会の活動をわかりやすく伝えることができる情報提供サイトにする。
- ④パートナー、スポンサーの露出を適度に行うこと。(数の増加を想定すること。)
- ⑤利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、より多くの情報を提供できるホームページにすること
- ⑥ボランティアスタッフである当協会の各事業の担当者が、情報を簡単に掲載でき、担当者間で差の出ない均一な完成度となるホームページにすること。
- ⑦将来的な拡張性を確保した柔軟性の高いホームページにすること
- ⑧ウェブアクセシビリティの JIS 規格である「JISX8341-3:2016」のレベル「AA」に可能な限り準拠することを目標とすること。
- ⑨現在のホームページに掲載している当協会の過去の活動実績や今後の活動を分かりやすく整理し、検索可能なものにする。
- ⑩「Word Press」の使用を検討すること。<https://wordpress.org/>
- ⑪<http://www.jfa.jp/> を参考とすること。
- ⑫<https://078kobe.jp/> を参考とすること。
- ⑬動画をメインコンテンツとすること。動画を集めたページを作り、トップページから移動しやすいところに置くこと。
- ⑭動画が掲載されると同時に SNS で告知でき、動画ページへの誘導を図れること。
- ⑮将来的に閲覧者からの動画の投稿が可能であること。
- ⑯フォトグラフィブラリーなどのページに多くの写真を掲載できるようにすること。

9. サイト設計

- ①現在のホームページ掲載内容はできる限り新ホームページに引き継ぐこと。
- ②目的とする情報に最大でも 5 クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- ③利用者にとっての使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できる分類となるようにデザイン、設計を行うこと。
- ④パソコン、スマートフォン、タブレット等異なるデバイスに対しても最適な状態で表示できるものとする。
- ⑤当協会の Facebook と連動したページも構築するものとする。

- ⑥申し込み等のフォーム登録機能を合わせ持つものとする。
- ⑦ID、パスワードにてアクセス管理できる関係者限定ページを構築すること。

10. デザイン

- ①当協会のシンボルマークを使用すること。
- ②統一化されたデザインとし、全体構成、掲載項目の整理、利用者の使いやすさを考慮すること。

11. テンプレートの作成

作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計を行うこと。またテンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。運用開始から一定期間は初期費用で改修可能なこと。

12. 動作環境

- ①当協会ホームページ運用のサーバは、「Word press」運用に適したサーバを利用すること。
- ②更新したコンテンツは、遅滞なく公開される仕組みとすること。
- ③構成は、システムの都合上変更する必要があるれば、双方より変更提案可能とする。

13. ネットワーク

5人程度のユーザーが同時にシステムにアクセスし、コンテンツ更新作業を行っても、レスポンス（実行から応答）にかかる時間が5秒以内に収まること。

14. ライセンス費用

それぞれのライセンス費用を作成すること。

A：ユーザー数、データ量に応じた月額変動ライセンス料

B：ユーザー数、データ量無制限の月額固定ライセンス料

15. サーバ要件

- ①365日24時間稼働を前提とした環境を用意すること。
- ②サーバの故障時には、早急な初動対応が可能なこと。または、初動対応の代行が可能なこと。
- ③常時SSLサービス（ウェブサイトの全てのページをHTTPS化）を提供すること。
- ④防災・災害リスク回避の観点からクラウドサーバサービスを積極的に採用すること。

16. 作業担当者支援要件

- ①ホームページを作成する際に一般的に必要な知識、注意すべき事柄等を説明するための「ホームページ運用ガイドライン」を作成すること。
- ②新ホームページの運用方法について「ホームページ運用ガイドライン」に加え、システム管理者、承認者、作成者別の運用マニュアルを作成すること。
特別な知識を持たない作業担当者でも、内容を見ただけで運用ができるよう、当協会向けのキャプチャ画像を表示し、わかりやすい表現で記述された操作マニュアルであること。

17. 運用・保守業務

- ①公開するホームページ及び関連コンテンツは24時間365日の稼働を原則とし、ハードウェア障害の早期発見、予防に努めること。
- ②システムの安定的運用をはかるための定期的な保守を行うこと。
- ③IPアドレスの限定またはID管理し、当協会指定の担当者以外の者がウェブページの編集を行えないようにすること。

18. その他の提案

専門的な立場から、他団体等の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

19. 再委託の禁止

- ①原則、受託事業者は、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して受託事業者内で完結できること。
- ②作業工程の一部を委託する場合には、当該プロジェクトの概要をあらかじめ提示、当協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

20. 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。

契約終了後も同様とする。

守秘義務に関して別途NDA（秘密保持契約書）を締結すること。

21. 反社会的勢力排除条項

- ①受託事業者及び当該プロジェクト関係者（代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標

ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ②前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、受託事業者は、当協会の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければなら
- ③受託事業者が前項に定める表明保証義務に違反していると合理的に認められる場合には、当協会は、催告する事なしに直ちに契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。
- ④前項の規定により契約を解除した場合には、これにより受託事業者には損害が生じても、これを一切賠償しない。

22. 著作権

- ①本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、当協会に帰属するものとする。
- ②業務の成果品等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、その部分の権利は受託者に留保されるが、当協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。トップページや主要テンプレート等で使用している画像等は、編集可能な形式で納品すること。
- ③受託事業者は、当協会に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

23. 公開後の不備について

当協会の検証において不備が発覚した場合は、受託事業者にて修正対応すること。

24. 規定外事項

契約期間中に生じた規定外事項に関しては、双方誠意を持って話し合い円満に解決できるよう努める。

以上